

SGEC 分別・表示事業体認定 審査報告書

株式会社 都城木材

平成 19 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の概要

II. 審査経過

III. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の審査における判定事由書

IV. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の関係資料等
(管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

1 都城木材(株)の概要

- (1) 申請者名称・所在地 都城木材(株) 代表取締役 五十嵐可久
宮崎県都城市吉尾町758-1
- (2) 認定事業体 都城木材(株) 代表取締役 五十嵐可久
- (3) 事業内容・業種 製材・木製品加工・販売

(4) 会社の沿革・概要

昭和15年 10月 祖国木材工業株式会社を設立登記
昭和21年 12月 都城木材株式会社に商号変更
昭和41年 6月 廣針チップ工業株式会社設立(関連会社)
昭和46年 11月 日豊木材株式会社を吸収合併
昭和52年 6月 日都オーク株式会社設立(関連会社)
平成9年 8月 エンジンウッド宮崎事業協同組合設立

年間原木扱量 30000立方メートル
年商 11億円
社員数 58名
主な販売先 日工、住友林業他各プレカット工場、東京、大阪、
九州各問屋及び市場
主な仕入先 原木市場、素材業者、立木生産

(5) 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する責任者を配置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し、認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷計画図」及び「SGEC分別・表示管理体制図」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っている。

2 SGEC認証林産物の分別・表示管理方針書

(1) 管理体制の確立

SGEC認証林産物とそれ以外の林産物が受入・保管・加工・出荷の各工程で混在しないよう、分別・表示管理担当責任者を配置し、管理体制を確立するとともに、伝票等帳票類を作成・保存する。

(2) 発注・受入・保管・管理

発注	担当者が発注する。
受入	認証林産物であることを確認し、マーキングを行う。
保管・管理	管理責任者の元で専用場所にて分別保管・管理する。

(3) 加工

加工部門は担当者同士連携し分別管理を徹底する。加工してマーキングが消えることもあるため、再度のマーキングを行う。

(4) 出荷

認証表示を管理責任者にて確認し出荷する。伝票等帳票類にも明確に区分する。

(5) 帳票管理

- ・帳票林産物と非認証林産物等は明確に区分し管理する。
- ・伝票等帳票類を作成・保存し、認証林産物の流通・情報交換・情報開示等に備える。

(6) 研修

分別・表示管理担当責任者及び担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に必ず実施するが、必要に応じて随時行う。またその他の従業員においても周知・研修を行う。

(7) その他

- ・素材及び製品等については毎月末に棚卸しを行い常に在庫管理を行っているが、認証林産物においても同様に行い、入荷時・出荷時もこれを徹底する。
- ・分別・表示管理を的確に行い、SGECの目的を損なわないよう努める。
- ・認証林産物・製品の普及・PRに努め、全社的に社会的意義を理解してこれに取り組む。

II. 審査経過

1. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の審査経過

S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄の3名が下記のとおり行った。

平成19年2月 (社)全国林業改良普及協会認証審査センターの鳥越貞雄がS G E C 森林認証、事業体認定の概要、考え方、仕組みについて株式会社 都城木材について説明。

【審査申込】

平成19年3月20日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成19年3月20～23日 書類確認

平成19年3月26日／現地確認審査

(内容)

1. 書類審査においては、鳥越貞雄が既存資料の内容を確認し、新たに作製する資料についての指導及び修正事項などを指示した。
2. 3月26日の現地確認審査においては、鳥越貞雄が土場の状況、製材工場のラインの流れ、原木・製材品及び伝票類の管理状況等、現地確認をしてきた。

(場 所)

S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の現地における業務等の状況及び工場・事務所等の確認

(審査員)

現地確認審査 (社) 全国林業改良普及協会 鳥越貞雄

(現地確認審査時の出席者)

株式会社	都城木材	代表取締役	五十嵐	可久
	同	営業部長	戸高	光久
	同	工場長	野方	浩二
	同	営業課長	竹之下	浩幸

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の業務等の状況、土場における原木の集積状況等、各工程管理の仕組み等、事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成19年6月20日／審査委員会（書類持ち回り審査）

（委員名）

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
（株）木構造振興専務取締役（元森林総研）農学博士	西村	勝美
前東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学准教授・農学博士	土屋	俊幸
（社）日本育種協会理事長	真柴	孝司

（事務局）

（社）全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺	政一
同	児島	裕
同	野田	昭一
同 専門審査員	鳥越	貞雄

（内容）

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項等に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地写真、「株式会社 都城木材」の管理の考え方、各作業の工程管理の仕組み等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請事業体は認定に値する事業体であると認められた。

Ⅲ. SGEC分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の審査における判定事

由書

SGEC分別・表示事業体「株式会社 都城木材」

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「SGEC分別・表示事業体「株式会社 都城木材」 判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの2「SGEC分別・表示事業体「株式会社 都城木材」の審査判定表」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、SGEC分別・表示事業体「株式会社 都城木材」は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 原木を提供するSGEC森林認証林管理者等、製材品を取り扱う木材流通業者間との連携を密にして、認証材の分別・管理が的確に図られるよう努めること
2. 分別・管理については関係職員に対し十分な教育・研修を行うこと

基準1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること

株) 都城木材(都城市吉尾町)は、昭和15年の創業で都城を代表する製材業の一つであり、堅実な経営で知られている。関連会社としてチップ製造業やオーク会社(柄木製造)も所有しており、取り扱い事業は製材・木製品加工・販売で、製材量は年間3万m³となっており、年商は11億円、従業員は58名である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること

都城木材では、スギ人工林材を中心に原木市場、素材業者からの購入及び立木販売購入により集荷を行っている。今回はSGEC森林認証を取得している東臼杵郡美郷町黒田林業(山三ツリーファーム)や諸県県有林の認証材を購入・製材して、SGEC事業体認定を得ている宮崎市の川上木材等とタイアップして、ラベリングを行い市場に売り出して行くことを考えており、地域の林業・木材加工業を振興していく方針である。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること

宮崎県には諸県県有林、田爪林業、黒田林業を初めとして、大手の製紙会社、林業会社の社有林がSGEC森林認証を獲得しており、これらの企業とは各般にわたって、継続的な取引関係がある。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

同社では、上記2-2-1に記述したように地域の認証材を原料として仕入れ、「森林認証材」として市場に売り込んで行き、ひいては林業・林産業の振興及び地域起こしにつなげていく考えである。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

(株)都城木材では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産出荷管理計画図」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同社製材工場には、素材集積土場、製品保管倉庫があり、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

(株)都城木材では、分別・表示管理を担当するSGEC認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。

なお、「SGEC分別・表示管理体制図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、素材などについて定期的に検収を行っていることを確認した。なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 分別・表示事業者「株式会社 都城木材」の関係資料等

1. 確認資料一覧

- 「株式会社 都城木材」 の概要
- 「株式会社 都城木材」 の沿革
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- S G E C 分別・表示事業体組織図
- S G E C 認証林産物分別・表示管理体制図
- 認証林産物の生産・出荷計画図

2. 審査写真等

3. 審査判定表